大阪市告示第1374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年10月13日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　許可番号

令和７年11月18日大阪市指令計（開）第７－18号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東住吉区住道矢田２丁目３番13

３　許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町２丁目26番11号

一建設株式会社　代表取締役　堀口　忠美

４　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	33.472m	開発者	開発者	すみ切り２ヵ所含む
下水道	D=150mm	6.500m	大阪市	－	集水ますI型インバート付２ヵ所　新設工

５　廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	9.400m	大阪市	－	集水ますI型３ヶ所　撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）